

旧優生保護法による優生手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患等を理由に、本人の同意がなくても優生手術を認めていた。また、ハンセン病のように、同意せざるを得ない状況の中で、優生手術を受けていた事実もあったと指摘されている。同法は、平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して、母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで遺伝性・非遺伝性及びハンセン病を理由とする優生手術を受けた方は、約2万5,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは、1万6,475人と報告されている。

優生手術は、子どもを産み育てるかどうかを決定する機会を奪うという意味において、憲法第13条によって保障された幸福追求の権利にかかわる重大な問題であり、それを受けた当事者の身体的及び精神的な苦痛は耐えがたいものであったと言わなければならない。また、同様の優生手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、こうした状況を踏まえ、旧法のもとで優生手術を受けた方々の高齢化が進んでいることを考慮し、下記の事項について、我が国においても早急な救済措置を講じることを強く要望する。

記

1. 国は、速やかに旧優生保護法に基づく優生手術の実態調査を行うこと。
2. その際、都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
3. 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月20日

大 阪 府 茨 木 市 議 会